

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第2次補正 2-1	令和4年度第2次補正 2-2	令和4年度第2次補正 2-3	令和4年度第2次補正 2-4	
対象区分	既存住宅（戸建住宅、集合住宅＜個別、全体＞）	既存住宅（戸建住宅、集合住宅＜個別、全体＞）	業務用建築物	省CO2型独立施設	
補助金名	先進的窓リノベ事業 住宅の断熱吊性能向上のための 先進的設備導入促進事業	令和4年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 既存住宅における断熱リフォーム支援事業	令和4年度第2次補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB七支援事業	平時の脱炭素化と災害時の安心を実現する フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業	
			レジリエンス強化型ZEB実証事業		
制度所管庁	経済産業省	環境省	環境省	環境省	
執行団体	一般社団法人環境共創イニシアチブ	公益財団法人北海道環境財団	一般社団法人静岡県環境資源協会	公益財団法人北海道環境財団	
補助対象者	次の1と2を満たす方 1窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事をする方 2リフォーム工事を行う住宅の所有者等である方 〔住宅の所有者等〕 住宅を所有し、居住する個人又はその家族／住宅を所有し、賃貸に供する個人又は法人／賃借人／集合住宅の管理組合・管理組合法人／買取再販事業者	1 戸建住宅・・・所有者又は所有予定者（個人）、対象となる住戸に住民票を置く居住者（個人）、賃貸住宅の所有者（個人、法人） 2 集合住宅・・・所有者又は所有予定者（個人）、対象となる住戸に住民票を置く居住者（個人）、賃貸住宅の所有者（個人、法人） 3 集合住宅（全体）・・・管理組合等の代表者、賃貸住宅の所有者（個人、法人）	民間企業／個人事業主／独立行政法人／地方独立行政法人／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く） その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	民間企業／個人事業主／独立行政法人／地方独立行政法人／国立大学法人、公立大学法人及び学校法人／社会福祉法人／医療法人／一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人／地方公共団体（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く） その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者	
補助事業	予め補助要件になる断熱等の性能を満たすことを確認し、事務局に登録された窓及びガラスを用いた以下に掲げるリフォーム工事 ガラス交換／内窓設置／外窓設置（カバー工法）／外窓設置（はつり工法）	既存住宅において、省CO2関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援 断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（蓄電システム、蓄熱設備）・熱交換型換気設備等の導入・改修支援等も併せて実施	〔面積要件〕 a 地方公共団体等が所有する建築物等（面積要件なし） b 上記以外の者が所有する業務用建築物等（新築：延べ面積10,000㎡未満、既存建築物：延べ面積2,000㎡未満） 〔用途〕 備考欄に掲げる用途の業務用施設であること	エネルギー自給化が可能となる再生可能エネルギー発電設備等が導入されており、平常時は、宿泊施設、シェアオフィス、一時保育施設等として利用し、災害時や感染症等対応などの非常時には、避難所、仮設宿泊施設、医療拠点等としての利用が可能となる「自立型可動式ハウス」の整備	
交付要件	1 リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅（現に人が居住している住宅を含む）であること 2 工事請負契約の締結日は、令和4年11月8日以降、遅くとも令和5年12月31日であること 着工日は、窓リノベ事業者における登録申請日以降であること 3 補助対象になる工事は、1申請あたりの補助額の合計が5万円以上のリフォーム工事であること また、住宅の建て方と工事内容の区分毎に、以下の性能を満たした対象製品を使用すること (1) 戸建住宅及び低層集合住宅（3階以下） ガラス交換：Uw≤1.9、内窓設置：Uw≤1.9、外窓設置（カバー工法）：Uw≤1.9、外窓設置（はつり工法）：Uw≤1.9 (2) 中高層集合住宅（4階以上） ガラス交換：Uw≤1.9、内窓設置：Uw≤1.9、外窓設置（カバー工法）：Uw≤2.3、外窓設置（はつり工法）：Uw≤1.9 4 以下に該当する補助対象にならない工事ではないこと 補助事業に要する経費が補助額に満たない工事／ドアを交換する工事／ドアの一部及びドアに付随する欄間に取り付けられたガラスを交換する工事／店舗併用住宅等の住宅以外の部分の窓・ガラスの工事／住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を住宅業者に依頼する工事（いわゆる施工主支給や材区分離による工事）／リース設備の設置工事／中古品を用いた工事	1 住宅の要件 ・申請要件A～Cのいずれかに該当する者で、申請要件を全て満たす場合に限り対象 ・新築、寮及び公営住宅、業務用建築物は対象外 ・専用住宅（店舗・事務所との併用は不可） ・二世帯住宅は、集合住宅とみなす。 ・対象住戸を所有していない居住者が申請する場合は、所有者の同意が必要 2 製品の要件 ・ガラス・窓・断熱材・・・財団に登録されている製品であること ・玄関ドア、LED照明、蓄電システム、蓄熱設備、熱交換型換気設備等・・・断熱改修と同時に実施する場合のみ補助 ※その他、公募要領p10～p12の基準を満足すること 3 改修についての要件 〔戸建住宅〕 ・地域区分ごとの最低改修率の要件を満たすこと ・居間又は主たる居室を中心に改修すること（含まない場合は対象外） ・導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分全てに設置すること 他〔集合住宅〕 ・「表4 エネルギー計算結果早見表（集合住宅）」の基準を満足すること ・窓・ガラス全部（玄関ドア以外のガラスを用いた開口部全て）を改修すること 他	1 住宅の要件 ・申請要件F～Hのいずれかに該当する者で、申請要件を全て満たす場合に限り対象 ・新築、寮及び公営住宅、業務用建築物は対象外 ・専用住宅（店舗・事務所との併用は不可） ・二世帯住宅は、集合住宅とみなす。 ・対象住戸を所有していない居住者が申請する場合は、所有者の同意が必要 2 製品の要件 ・ガラス・窓・断熱材・・・財団に登録されている製品であること ・玄関ドア、LED照明、蓄電システム、蓄熱設備、熱交換型換気設備等・・・断熱改修と同時に実施する場合のみ補助 ※その他、公募要領p10～p12の基準を満足すること 3 改修についての要件 ・居間の窓全部（ガラスを用いた開口部全て）を必ず改修すること ・居間を改修する場合に限り、他の居間等の改修も補助対象 ・外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象	1 レジリエンス機能（停電時にも必要なエネルギーが供給できる機能）が求められる公共性の高い施設であることを証する書面を提出すること 2 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外壁、窓等を通しての熱の損失に関する基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を添付すること 3 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上削減すること 4 熱源（冷熱機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること 5 建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を事業開始後速やかに取得し、「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写しを提出すること 6 本事業へ申請する場合は、ZEB/デザイン/オナーへの登録を必須要件とする。交付決定後、初年度完了実績報告時まで、必ずZEB/デザイン/オナーへの登録申請を行うこと。 また、全ての事業についてZEB/ランが関与する事業であること。その場合、ZEB/ランは交付決定時まで登録が完了している者であること。 7 省エネ型の第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等）を導入すること 8 再生可能エネルギーについては、主に自家消費されることを原則とする。以下、（略） 9 需要側設備を通信・制御する機器を導入すること。 他	「自立型可動式ハウス等」の要件の詳細は、公募要領のp2～5を参照  【コンテナの規格】 JIS Z 1614「国際貨物コンテナの外のり寸法及び最大積載量の1AAA、1AA、1CCが補助対象の規格 【施設の使用】 ＜平常時＞ 宿泊施設／集会施設／研修施設／コミュニティ施設／シェアオフィス／移動店舗／移動図書館 等 ＜非常時＞ 応急仮設住宅／避難所／仮設学生寮／簡易医療施設／医療従事者の休憩所／ボランティア活動拠点等
		補助対象設備等	・高性能建材等〔窓〕 ・高性能建材等〔玄関ドア〕 ・高性能建材等〔LED照明（共用部）〕 ＜集合住宅〔全体〕のみ＞ ・蓄電システム ＜戸建住宅のみ対象＞ ・蓄熱設備 ＜戸建住宅のみ対象＞ ・熱交換型換気設備等〔熱交換型換気設備、空調設備〕 ＜戸建住宅と集合住宅〔個別〕が対象＞	・高性能建材等〔窓〕 ・高性能建材等〔玄関ドア〕 ・高性能建材等〔LED照明（共用部）〕 ＜集合住宅〔全体〕のみ＞ ・蓄電システム ＜戸建住宅のみ対象＞ ・蓄熱設備 ＜戸建住宅のみ対象＞ ・熱交換型換気設備等〔熱交換型換気設備、空調設備〕 ＜戸建住宅と集合住宅〔個別〕が対象＞	断熱（断熱等（省エネルギー計算ができること）／空調・給湯（熱源機器、熱源付帯機器、ポンプ、空調機器、給湯機器）／ 換気（換気機器）／ 再生可能エネルギー利用機器、未利用エネルギー活用機器、コージェネ、蓄電システム）／ 電源（受変電設備、負荷設備）／ BEMS（制御部、監視部、管理部）／ 工事費／ その他（省エネルギー性能表示）
補助対象経費		設備費・工事費（※）	設備費・工事費（※）	工事費・設備費・業務費・事務費	
補助率	工事内容と大きさにより、以下のとおり ■ガラス交換 大（1.4㎡以上）：48,000～26,000円、中（0.8㎡以上1.4㎡未満）：30,000円～17,000円、小（0.1㎡以上0.8㎡未満）：8,000～4,000円、極小（0.1㎡未満）：8,000円～4,000円 ■内窓設置 大（2.8㎡以上）：124,000～69,000円、中（1.6㎡以上2.8㎡未満）：84,000円～47,000円、小（0.2㎡以上1.6㎡未満）：53,000～30,000円、極小（0.2㎡未満）：53,000円～30,000円 ■外窓設置（カバー工法） 大（2.8㎡以上）：221,000～89,000円、中（1.6㎡以上2.8㎡未満）：151,000円～61,000円、小（0.2㎡以上1.6㎡未満）：93,000～38,000円、極小（0.2㎡未満）：93,000円～38,000円 ■外窓設置（はつり工法） 大（2.8㎡以上）：221,000～102,000円、中（1.6㎡以上2.8㎡未満）：151,000円～76,000円、小（0.2㎡以上1.6㎡未満）：93,000～51,000円、極小（0.2㎡未満）：93,000円～51,000円	補助対象経費の1/3以内  補助対象製品毎の上限額 ■高性能建材（ガラス・窓・断熱材）、玄関ドア 戸建住宅：120万円／戸（玄関ドア5万円含む） 集合住宅：15万円／戸（玄関ドアも改修する場合は20万円／戸） ■LED照明（共用部）：8,000円／箇所 ■蓄電システム：20万円 ■蓄熱設備：20万円 ■熱交換型換気設備等：5万円 ※ 蓄電システムと熱交換型換気設備は、購入費のみ補助対象（工事費は補助対象外）	補助対象経費の1/3以内  補助対象製品毎の上限額 ■高性能建材（ガラス・窓・断熱材）、玄関ドア 戸建住宅：120万円／戸（玄関ドア5万円含む） 集合住宅：15万円／戸（玄関ドアも改修する場合は20万円／戸） ■LED照明（共用部）：8,000円／箇所 ■蓄電システム：20万円 ■蓄熱設備：20万円 ■熱交換型換気設備等：5万円 ※ 蓄電システムと熱交換型換気設備は、購入費のみ補助対象（工事費は補助対象外）	1 新築建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地方公共団体以外所有は延べ面積10,000㎡未満のみ対象） (1) 延べ面積10,000㎡以上 『ZEB』 : 補助率 2/3 Nearly ZEB : 補助率 3/5 ZEB Ready : 補助率 1/2 (2) 延べ面積2,000㎡以上10,000㎡未満 『ZEB』 : 補助率 2/3 Nearly ZEB : 補助率 3/5 ZEB Ready : 補助率 1/2 (3) 延べ面積2,000㎡未満 『ZEB』 : 補助率 2/3 Nearly ZEB : 補助率 3/5 ZEB Ready : 補助率 1/2 2 既存建築物（地方公共団体所有は延べ面積を問わず対象、地方公共団体以外所有は延べ面積2,000㎡未満のみ対象） 補助率：2/3 （『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready）	2/3  【交付額の上限】 1AAA、1AA及び床面積が1AAA、1AA（29.63㎡）以上 750万円／ハウス 1CC及び上記以外（床面積が10㎡程度以上） 500万円／ハウス 【連結した場合の交付額の上限】 連結するハウスの組合わせにより、交付額の上限を積算 【1事業者当たりの交付額の上限】 1回の公募につき7,500万円 【CO2削減コストに応じた上限】 165,000円/t-CO2×総CO2排出量で求めた金額が上限
		上限／下限		上記の「補助対象製品毎の上限額」を参照	上記の「補助対象製品毎の上限額」を参照
公募期間	交付申請期間 : 2023/03/31～遅くとも2023/12/31	2023/03/20～2023/06/16	2023/03/20～2023/06/16	2023/03/22～2023/04/28	
備考				第二次公募 2023/06/05～2023/07/25  (補助対象建築物) 事務所等／ホテル等／病院等／物品販売業を営む店舗等／学校等／飲食店等（自然公園内のみ）／集会所等	

令和5年度における省エネルギー関係・創エネルギー関連の補助金の概要（令和4年度第二次補正予算分）

ホームページの番号	令和4年度第二次補正 2-5			
対象区分	戸建住宅・集合住宅		集合住宅	
補助金名	こどもエコすまい支援事業			
	注文住宅の新築	新築注文住宅の購入	リフォーム（個別）	リフォーム（集合）
制度所管庁	国土交通省			
執行団体	こどもエコすまい支援事業事務局			
補助対象者	新築住宅の建築主（注文住宅の新築）又は購入者（新築注文住宅の購入） ・「子育て世帯」又は「若者夫婦世帯」のいずれか ・こどもエコすまい支援事業者と工事請負契約を締結し住宅を新築する者（注文住宅の新築） ・こどもエコすまい支援事業者と不動産売買契約を締結し新築分譲住宅を購入する者（新築分譲住宅の購入） 【交付申請をする者】 こどもエコすまい支援事業者（日本国内に法人格を有する法人、日本国内に住民登録を行う個人事業主）		住宅のリフォーム工事の発注者（住宅の所有者） 【交付申請をする者】 こどもエコすまい支援事業者（日本国内に法人格を有する法人、日本国内に住民登録を行う個人事業主）	
補助事業	高い省エネ性能（ZEHレベル以上）の住宅の新築又は購入		1 住宅の所有者等は、以下の①～⑤のいずれかに該当する者 ①住宅を所有し、居住する個人又はその家族、②住宅を所有し、賃貸に供する個人又は法人、③賃借人、 ④共同住宅等の管理組合・管理組合法人、⑤住宅の買取再販事業者 2 補助対象となるリフォーム工事を実施すること	
交付要件	1 所有者（購入者）自らが居住する住宅であること 2 床面積が50㎡以上であること 3 未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの 4 証明書等により、高い省エネ性能（ZEHレベル）を有することが確認できるものであること 5 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できるものであること 他 （完了報告の期限） 戸建住宅 交付決定から2024/07/31 共同住宅で階数が10以下 交付決定から2025/04/30 共同住宅で階数が11以上 交付決定から2026/02/28	1 所有者（購入者）自らが居住する住宅であること 2 床面積が50㎡以上であること 3 未完成又は売買契約締結時点で完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことがないもの 4 証明書等により、高い省エネ性能（ZEHレベル）を有することが確認できるものであること 5 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できるものであること 他 （完了報告の期限） 戸建住宅 交付決定から2024/07/31 共同住宅で階数が10以下 交付決定から2025/04/30 共同住宅で階数が11以上 交付決定から2026/02/28	1 必須工事 (1) 開口部の断熱改修（ガラス交換／内窓設置／外窓交換／ドア交換） (2) 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修（外壁の断熱改修／屋根・天井の断熱改修／床の断熱改修） (3) エコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム／節水型トイレ／高断熱浴槽／高効率給湯器／節湯水栓／蓄電池） 2 1と同時に行う場合のみ対象となる工事 (4) 子育て対応改修 ア 家事負担の軽減に資する設備の設置（ビルトイン食器洗機／掃除しやすいレンジフード／ビルトイン自動調理対応コンロ／浴室乾燥機／宅配ボックス） イ 防犯性の向上に資する会期うぶの改修（外窓交換／ドア交換） ウ 生活騒音への配慮に資する開口部の改修（ガラス交換／内窓設置／外窓交換／ドア交換） エ キッチンセットの交換を伴う対面化改修 (5) 防災性向上（ガラス交換／外窓交換） (6) バリアフリー改修（手すりの設置／段差解消／廊下幅等の拡幅／衝撃緩和量の設置） (7) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 (8) リフォーム瑕疵担保保険等への加入	
補助対象設備	上欄を参照			
補助対象経費				
補助率	100万円／戸	100万円／戸	実施する補助対象工事及び工事発注者の属性などに応じて 5～60万円	実施する補助対象工事に応じて 1棟につき 5～30万円×総戸数
上限／下限			【下限】 補助額が5万円以上	【下限】 補助額が5万円以上
公募期間	2023/03/31～遅くとも2023/12/31	2023/03/31～遅くとも2023/12/31	2023/03/31～遅くとも2023/12/31	2023/03/31～遅くとも2023/12/31
備考				

